

氷見市業務委託に係る低入札価格調査試行要領

1 趣旨

この要領は、氷見市が発注する建設工事に係る委託業務における低入札価格調査(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低価格入札者に次ぐ価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。)を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が200万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務(以下「適用業務」という。)の入札を対象とする。

3 調査基準価格

- (1) 適用業務の入札にあたり、予定価格設定者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、予定価格調書にその価格を記載する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8(測量業務にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5)を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の6(地質調査業務にあっては、3分の2)を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

オ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

4 入札参加者への周知

適用業務の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定等

- (1) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対し、落札者の決定を保留し後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。
- (2) 1の案件において、調査基準価格を下回る入札が複数あった場合の低入札価格調査の対象者は、入札金額の一番低い者とする。
- (3) 低入札価格調査の対象者について、当該調査が終了する前にその者が参加している別の適用業務の入札がある場合、当該入札の開札結果の決定は、当該調査が終了するまで保留する。ただし、低入札価格調査対象者となるべき者が調査対象となるべき案件以前の入札において落札者となっていた場合は、当該案件のその者の入札は無効とする。
- (4) (3)の低入札価格調査の結果、当該調査の対象者が落札者となった場合においては、別の適用業務の入札におけるその者の入札は当該調査対象業務の完成前に行った入札とみなし、無効とする。
- (5) (4)の場合、開札結果の決定を保留した入札における落札者若しくは低入札価格調査の対象者となる者は、次順位者とする。
- (6) 落札者の決定は、(1)から(5)の手続きを踏まえ開札順に決定していく。

6 調査の実施

- (1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。
業務(設計)担当課長及び契約担当課長

(2) 調査の方法

調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者に対して資料の提出を求め、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第1号の4)を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由
- イ 当該業務の履行箇所と入札者の事業所との関連(地理的条件)
- ウ 手持ち業務の状況
- エ 配置予定技術者及び労務者の供給見通し
- オ 入札価格の積算内訳
- カ 再委託予定業者及びその契約予定金額
- キ 過去に履行した同種又は類似業務の名称及び発注者
- ク 信用状況(賃金支払の状況、再委託先への支払状況、法律違反の有無等)経営状況
- ケ 経営状況
- コ その他、調査担当者が必要と認める事項

(4) 提出資料

(3)に定める調査項目について、最低価格入札者に対して提出を求める資料は、別表のとおりとする。

(5) 調査期間

- ア 5(2)における調査は、開札日より氷見市の休日を定める条例(平成元年氷見市条例第3号)に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除いて7日以内に「低入札価格審査会」を開催し、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- イ 5(4)の開札結果の決定を保留した入札の低入札価格調査対象の調査は、アの調査の終了日より市の休日を除いて5日以内に「低入札価格審査会」を開催し、落札者とするかどうかを決定するものとする。

7 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 契約担当課長は、様式第1号の3により低入札価格調査書を11に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 低入札審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第1号の5により意見を表示するものとする。

8 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

- (2) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札である場合には、6以下の手続きによるものとする。

9 受注の制限

調査基準価格を下回る価格で落札した者は、落札決定後、新たに市が発注予定の適用業務の入札には参加することができない。

この措置は当該業務の契約工期内において当該入札日の後から数えて最大3入札日までとし、災害など緊急を要する必要がある場合はこの限りではないものとする。

10 入札結果等の公表

- (1) 契約担当課長は、8(1)により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちにその結果を氷見市のホームページで公表するものとする。
- (2) 契約担当課長は、8(2)により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第1号の7により落札者としめない旨を知らせるとともに、その結果を氷見市のホームページで公表するものとする。

11 調査基準価格の公表

適用業務については、落札者の決定後、入札調書により当該業務の調査基準価格を公表するものとする。

12 低入札価格審査会の設置

7(2)に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。

- ア 総務部長(会長)
- イ 建設部長(会長職務代理者)
- ウ 適用業務の設計担当部長
- エ 適用業務の設計担当課長
- オ 契約担当課長
- カ 契約検査班長

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に指名の通知又は公告を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。